

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項

○事業者概要

事業所名称	はやほし調剤薬局（富山県県知事指定居宅療養管理指導サービス事業所）
事業所の所在地	富山県富山市婦中町速星 8 0 7 - 1
指定番号	富山県指定 <u>1 6 4 0 1 4 2 8 9 7</u> 号
代表者名	福森 洋一郎
電話番号	0 7 6 - 4 6 6 - 1 3 1 1

○事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、はやほし調剤薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

○提供するサービス

【居宅療養管理指導等サービス】

- ①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

注）居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

○職員等の体制

薬剤師 4 名 事務員 3 名

○営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

- ①営業日 月曜日から土曜日まで。但し、国民の祝祭日及び年末年始（12月30日～1月3日）を除きます。
- ②営業時間 月～水・金曜日は午前9：00～午後7：00まで。
木曜日は午前9：00～午後5：00まで。土曜日は午前9：00～午後1：00まで。
但し、居宅療養管理指導はこの時間以外にも実施しております。

○緊急時の対応等

- ① 急時等の体制として、携帯電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ② 対応が困難な場合でも連携薬局と協力して対応を図ります。
- ③ 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

○利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。但し、公費負担医療を受けておられる方は利用料免除になる場合があります。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導サービス提供料として

居宅療養管理指導費

1. 居宅施設にご利用者が 1 人の場合 5 1 8 円
2. 居住施設にご利用者が 2～9 人の場合 3 7 9 円
3. 居住施設にご利用者が 10 人以上の場合 3 4 2 円

・算定する日の間隔は 6 日以上、かつ、月 4 回を限度。ただし、がん末期患者及び中心静脈栄養法の対象患者の場合は、1 週に 2 回、かつ、月に 8 回を限度。

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1 回につき 1 0 0 円（①に加算）

注 1）上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注 2）上記の利用料等は厚生労働省告示第 1 2 4 号に基づき算定しています。

算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注 3）居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

令和 7 年 4 月 1 日

はやほし調剤薬局

代表者：福森 洋一